

平成 25 年 6 月 4 日
日 本 年 金 機 構

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の改定

工程表の位置付け等

- ・ 機構としての年金記録問題の作業目標を定めたもの(22年3月の機構理事会で決定)(25年2月22日の機構理事会で決定)
- ・ 22年度から25年度までの4年間を期間とし、年度毎に見直す。今回改定が最終改定。

◎ 改定工程表

◎ 改定工程表の概要

平成22年3月26日
日本年金機構理事会決定
平成23年3月25日改定
平成24年3月23日改定
平成25年2月22日最終改定

年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

I 位置付け

1 実施計画の期間

- 22年度から25年度までの4年間とする。

2 実施計画の位置付け

- 日本年金機構中期計画において「年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。」とされていることに基づく実施計画(工程表)とする。

II 実施作業

1 資格照会(一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便等)

- 25年3月以前に受け付けた一般の資格照会、ねんきん特別便、ねんきん定期便、黄色便及び受給者便については、25年9月末(処理困難ケースについては25年12月末)までを目途に確認作業を行う。

※処理困難ケースとは、国民年金市区町村照会(CSV関連を含む)、共済関係等の本部照会、他県年金事務所照会を伴うものをいう。以下、同じ。

[備考]共済記録への対応

- ・ 25年3月以前に受け付けた一般の資格照会等で共済期間の確認を要するものは、共済組合等から25年中に回答を得て処理することを目指す。

(注)「共済組合等加入記録の確認のお願い」(茶色便)の再送付等を対象者を精査のうえ25年3月から行い、共済過去記録の基礎年金番号への統合を進める。

2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等

(1) 突合せ作業の実施

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについては、被保険者を含め突合せ作業を25年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを処理

困難ケースを除き25年度中を目途にお送りするよう目指す。

(2) 紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業の実施

- 未統合記録の解明を促進するために行った「解明作業中又はなお解明を要する記録」の持ち主検索作業について、その作業により判明した者へのお知らせを処理困難ケースを除き25年度中を目途にお送りするよう目指す。

3 厚生年金基金記録との突合せ

- 第1次審査について、早急に処理を進めるとともに、第2次審査について、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年度中を目途に必要な記録訂正を進める。

[備考1] 厚生年金基金等からの審査の申出の促進

- ・ 厚生年金基金等からの第2次審査申出については、厚生労働省の指導等により、
 - ① 24年11月末までに基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力25年3月末までを目途に、
 - ② 24年12月以降基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力受付後4か月以内を目途に、厚生年金基金等から審査申出が行われるよう申出を促進する。
- ・ なお、25年10月末までに申出のないものは、第1次審査の結果をもって審査結果を確定する。

[備考2] 国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案

- ・ 突き合わせる記録が見つからない原因を除去するための処理及び原因が判明したものの審査を引き続き進める。

4 その他

(1) 年金事務所段階における記録回復の促進

- 標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準(21年12月)、脱退手当金に関する記録回復基準(22年4月)、厚生年金特例法事案に係る包括的意見に基づく記録回復基準(23年10月)等に基づき、滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案を含め、記録回復を進める。

(2) 再裁定等の円滑実施

- 年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、

0. 5か月の平均処理期間を維持する。また、再裁定の処理については、2. 5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する。

- 時効特例給付の処理についても、2か月程度での処理を維持する。

Ⅲ 気になる年金記録、再確認キャンペーン（未解決事例（持ち主不明記録）への対応）

- 各種送付便による確認、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ、厚生年金基金記録との突合せ等のこれまでの作業においてもなお未解決な事例（持ち主不明記録）に対応するため、
 - ① 持ち主不明記録の「ねんきんネット」での検索
 - ② 年金記録の「もれ」・「誤り」が気になる方への確認の呼び掛け
 - ③ 生活にお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート等を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を進める。

Ⅳ 今後の記録の正確性確保対策

1 ご本人による記録確認

(1) ねんきん定期便

- 確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする。なお、節目年齢（35歳、45歳、59歳）については、封書形式で全加入期間の保険料納付状況等を通知する。

(注) 59歳の方は前年度に58歳を節目年齢として封書形式で通知していることから、25年度は、はがきで通知する。

(2) ねんきんネット

- 「ねんきんネット」の利用者に対し、誕生月に加入記録を確認いただくよう電子メールで案内している電子版「ねんきん定期便」について、ホームページ等で利用を促していく。
- また、Ⅲのキャンペーンのお知らせの中に、「ねんきんネット」のユーザIDを即時に発行できる「アクセスキー」を盛り込むなど「ねんきんネット」の一層の普及に努める。
- 加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、受給者向けの見込額試算の開始や、利用者が多く若者に身近なスマートフォン等のモバイル機器にも対応できるようにするなど、お客様サービスの充実を図る。

2 基礎年金番号の重複付番への対策

- 基礎年金番号が未記載の資格取得届が提出された場合であって、当該届の対象者に関し、3項目（氏名・生年月日及び性別）が一致する基礎年金番号が既にあるときは、重複付番の発生防止のため、25年4月から、いったん他と区分する基礎年金番号（仮基礎年金番号）を用いて別管理とし、必要な調査等を行った上で本来の基礎年金番号と統合していくこととする。
- 上記3項目が一致する重複付番の疑いがあると考えられる基礎年金番号を既にお持ちの加入者については、25年度中を目途に照会票をお送りし、本部において重複付番の解消処理を行う。また、上記3項目が一致する基礎年金番号を既にお持ちの受給者については、24年度に送付した照会票への回答に基づいて、25年度中を目途に本部において重複付番の解消処理を行う。

3 届出書の電子化等

- 事業主が電子媒体で届出することができる対象届書（現行6届）について、「被扶養者（異動）届」及び「国民年金3号被保険者関係届」も届出できるよう拡大するとともに、25年4月より自治体から紙媒体で提出されていた届書・報告書を電子媒体により提出できるようにするなど、電子媒体化を推進する。また、事業主や個人のお客様が提出する各種届書の作成を支援するため、日本年金機構ホームページに「届書作成支援プログラム」の構築を26年度を目途に進めることにより、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する。

[参考] 厚生年金基金への記録情報の提供の検討

- ・ 厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報を、定期的に厚生年金基金に提供する仕組みについては、厚生年金基金制度の改正について議論がされていることから、その結果を踏まえ、検討する。

(参考)各事項について

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月まで)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。21年12月から22年11月にかけて送付をし、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○ねんきんネット

年金加入者や受給者の方がいつでもご自身の年金加入記録や年金見込額をインターネットで確認することができるサービス。
IDとパスワードを取得することにより自宅のパソコンで確認することができるほか、年金事務所や一部の市町村役場や郵便局でも確認することができる。

○年金事務所段階での記録回復基準

○21年12月

- ・標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件の記録に係る方のうち、従業員であった方の記録である場合
- ・申立期間が2年以下の国民年金の申立てであって、申立期間以外に国民年金加入期間の未納がない、申立期間と同期間において、配偶者や同居親族のいずれかが国民年金に加入かつ納付済みであるなどの要件を満たす場合
- ・脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、当時の被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がないなどの要件を満たす場合

○22年4月

- ・脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない、被保険者期間がある(まだら事案)などの条件を満たす場合

○23年6月

- ・2年以上も前の賞与の届出漏れが判明した場合
- ・同一企業(グループ)内の転勤で、2年以上も前の加入期間に1ヶ月以内のブランクがある場合
- ・国民年金の未納及び未加入期間の申立てであって、申立人が受領印があるなどの要件を満たす納付組織の預かり証を所持している場合
- ・国民年金に係る過年度の保険料納付の申立てであって、国民年金手帳記号番号の払出日において、過年度納付できる期間のうち、一部の期間が納付済みと記録されているなどの要件を満たす場合

○紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ

受給者や被保険者の加入記録のうち、紙台帳に記録された年金加入記録が正しくコンピュータに記録されているか再確認を行うほか、基礎年金番号に結び付かない未統合記録についても持ち主を検索する作業。
記録の誤りや漏れが確認された場合には、ご本人に通知し、年金受給中の方については、年金の再裁定を行い金額を正しく計算し通知するとともに、過去の支給分との差額を最初の裁定時に遡って支給している。

○厚生年金基金記録との突合せ

国が支給する厚生年金の一部を代行して給付を行う厚生年金基金の記録と、国が保有するコンピュータの加入記録が一致しているか再確認する作業。
一致していない場合には、いずれの記録が正しいか調査確認し、正しい記録に訂正し記録を一致させるとともに、受給者については年金の再裁定を行っている。

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）〈改定〉〈概要〉

平成22年3月26日
日本年金機構理事会決定
平成25年2月22日最終改定

実施作業	25年度			
	6月	9月	12月	3月
1 資格照会 25年3月以前受付分				〔25年9月末(処理困難ケースについては12月末)を目途に確認作業を行う〕
〔備考〕共済記録への対応	・25年3月以前に受け付けた一般の資格照会等で共済期間の確認を要するものは、共済組合等から25年中に回答を得て処理することを目指す (注) 共済過去記録の基礎年金番号への統合を推進するために、「共済組合等加入記録の確認のお願い」(茶色便)の再送付等を25年3月から行う			
2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等 (1) 突合せ作業 (2) 紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業				
	〔被保険者を含め突合せ作業を25年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き25年度中を目途にお送りするよう目指す〕			
	〔持ち主検索作業により判明した者へのお知らせを処理困難ケースを除き25年度中を目途にお送りするよう目指す〕			
3 厚生年金基金記録との突合せ				
	〔1次審査については、早急に処理を進める。 2次審査については、25年10月末までに基金等から報告があったものについて、25年度中を目途に記録訂正を進める〕			
4 その他 (1) 年金事務所段階における記録回復の促進 (2) 再裁定等の円滑実施	・標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件に係る記録回復基準(21年12月)、国民年金及び脱退手当金に関する記録回復基準(21年12月)、脱退手当金に関する記録回復基準(22年4月)、厚生年金特例法案に係る包括的意見に基づく記録回復基準(23年10月)等に基づき、滞納事業所における資格喪失日の遡及訂正事案を含め、記録回復を進める ・再裁定の進達：年金事務所における申出受付から本部への進達について0.5か月の平均処理期間を維持する ・再裁定の処理：2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)での処理を維持する ・時効特例給付：概ね2か月程度での処理を維持する			

気になる年金記録、再確認キャンペーン（未解決事例（持ち主不明記録）への対応）

- ・各種送付便による確認等のこれまでの作業においてもなお未解決な事例（持ち主不明記録）に対応するため、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日等による持ち主不明記録の検索や年金記録の「もれ」や「誤り」が気になる方への確認の呼び掛け、生活でお困りの高齢者を対象とした年金記録の発見サポート等を行う「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を進める

今後の記録の正確性確保対策

1 ご本人による記録確認

(1) 節目年齢を除き「ねんきん定期便」のはがきによる通知

- ・確認していただきたいポイントをわかりやすく表示し、はがきでお送りする

(2) 「ねんきん定期便」等のインターネットによる通知

- ・加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにするとともに、スマートフォンなどでの利用を可能とする

2 基礎年金番号の重複付番への対策

- ・25年4月から、基礎年金番号が未記載の資格取得届について、3項目が一致する基礎年金番号が既にある場合、いったん他と区分する基礎年金番号(仮基礎年金番号)を用いて別管理とし、必要な調査等を行った上で本来の基礎年金番号と統合していく取扱いとする
- ・既に重複付番の疑いがあると考えられる3項目が一致する基礎年金番号について、加入者については、25年度中を目途に照会票をお送りし、受給者については、24年度に送付した照会票への回答に基づいて、本部において、25年度中を目途に重複付番の解消処理を行う

3 届出書の電子化等

- ・事業主が電子媒体で届出することができる対象届書を拡大するとともに、事業主等が提出する各種届書の作成を支援するため、「届書作成支援プログラム」の構築を26年度を目途に進めることにより、入力誤り等の再発防止に効果のある効率的で正確性の高い事務処理を推進する